

## 東京都北区議会

### 平成 19 年第 4 回定例会で可決した意見書・決議

- 都市計画税・固定資産税の軽減措置の継続を求める意見書
- 償却資産に対する固定資産税に関する意見書
- 東京都区西北部保健医療圏の基準病床数確保に関する意見書
- 食の安全を確保する体制の徹底強化を求める意見書
- 民法 772 条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書
- 東京北社会保険病院の機能拡充に関する意見書
- 後期高齢者医療制度に関する意見書
- 駐車禁止指定除外指定の改正の改善を求める意見書

## 都市計画税・固定資産税の軽減措置の継続を求める意見書

最近、政府が発表した月例経済報告によると、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、回復している。」と判断している。しかし、小規模事業者の多くは依然として深刻な経営環境にあり、景気の回復を実感するまでには至っていないのが現状である。

東京都が実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」、「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置」及び「負担水準が六十五パーセントを超える商業地等の固定資産税・都市計画税の軽減措置」は、地価の高水準等による区民の過大な税負担を緩和し、厳しい経営環境にある小規模事業者の事業継続や経営内容の健全化に大きな力を与えた。

東京都が財政を優先し、これらの制度を廃止すれば、小規模事業者の経営を悪化させ、区民の生活に与える影響は大きい。さらには、地域社会の活性化や景気の回復にも影響を及ぼすことが危惧される。

よって、本区議会は東京都に対し、区民の税負担感に配慮し、左記事項を平成二十年度以降も継続するよう求めるものである。

### 記

- 一、小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置
- 二、小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置
- 三、負担水準が六十五パーセントを超える商業地等の固定資産税・都市計画税の軽減措置

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十二月七日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

東京都知事 石原 慎太郎 殿

## 償却資産に対する固定資産税に関する意見書

地方税法は、償却資産に対して課する固定資産税について、課税標準となるべき額が百五十万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができないと免税点を定めている。

この免税点制度は、課税標準額が免税点未満の場合は納税額が生じないが、課税標準額が免税点以上になるとその総額に課税される。このことが納税者に不合理感を与えている。さらに、現行の免税点は平成三年に定められ、すでに十六年が経過しており、極めて小規模な設備等の償却資産も課税対象となり、小規模事業者の経営と生活を圧迫している。

また、地方税法は、固定資産税の対象となる償却資産の各項目の申告期限を一月三十一日と定めている。しかし、多くの小規模事業者は所得税の申告期限である三月十五日を念頭に決算準備を進めるのが通常である。償却資産の申告事項と所得税の決算書記載事項は密接に関連しており、納税者の利便性を欠いている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、免税点の改善と申告しやすい環境を整えるため、左記事項の実現を求めるものである。

### 記

一、償却資産に対する固定資産税の免税点を基礎控除に改め、控除額を大幅に引き上げること。二、償却資産に対する固定資産税の申告期限を三月十五日とすること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十二月七日

東京都北区議会議長 永沼正光

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
財務大臣	鳩山邦夫	殿
財務大臣	額賀福志郎	殿

東京都区西北部保健医療圏の基準病床数確保に関する意見書

東十条病院が十月末日をもって全科休診、十一月以降の病院運営は未定という報に接し、北区議会は十月二十三日、「医療法人社団りんご会東十条病院の万全な対応を求める要望書」を院長に提出した。

ところが、同病院を運営する医療法人社団りんご会は十一月九日、東京都に対し、病院を廃止する方針を伝えた。

今回の同院の全面休診につぐ廃院は、三十三万北区民に医療に対する大きな不安を与えただけにとどまらず、同院の十六科目の診療内容や三百五十床の病床消滅が、北区を含む二次保健医療圏域の病床数減少に拍車をかけることになり、区民の不安はさらに高まっている。

特に、この間の病床数削減によって、都自らの区西北部保健医療圏の基準病床数さえ下回る事態となったことは看過できない。

よって、本区議会は東京都に対し、地域医療を守る立場から、東十条病院廃院に伴う総合病院機能と東京都の基準病床数の確保を求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十二月七日

東京都北区議会議長 永沼正光

東京都知事 石原 慎太郎 殿

## 食の安全を確保する体制の徹底強化を求める意見書

最近、国内における食品の安全性に不安を抱かせるような事件が頻発している。

食品加工業者による食肉の偽装事件、消費期限切れの原料を使用した食品の製造、流通過程での産地偽装、賞味期限の改ざん、さらには、昨今国際社会で不安が高まっている中国食品の安全性問題など、憂慮にたえない状況にある。

国は平成十五年施行の食品安全基本法に基づき、食品の安全性の確保に関する施策を推進しているが、これらの事件は、食品加工業者等のモラルやコンプライアンスに係る問題であり、国民の食の安全・安心への不安は増大している。

食の安全は、国民の健康に直結した問題であり、安全で安心して暮らせる国民生活のためにも、食の安全と信頼の回復を図ることが急務である。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、食品安全対策の一層の強化・充実、そして輸入食品の安全管理の強化を図るとともに、地方自治体と緊密に連携するなど、食の安全を確保する体制の徹底強化を講じられるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十二月七日

東京都北区議会議長 永沼正光

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	福田康夫殿
総務大臣	増田寛也殿
財務大臣	額賀福志郎殿
厚生労働大臣	舛添要一殿
内閣官房長官	町村信孝殿

民法七百七十二条の嫡出推定に関する運用の見直しを求める意見書

民法七百七十二条第二項は「婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」と、「嫡出推定」の規定を定めている。この規定は、もともとは法律上の父親をはっきりさせて子どもの身分を早期に安定させるためのものであった。しかし、制定から百年以上たった今、離婚・再婚をめぐる社会情勢の変化などもあり、時代に合わなくなっている。

例えば、この規定があるために、実際には新しい夫との間にできた子どもであっても、離婚後三百日以内の出生であれば、前夫の子と推定され、出生届を提出すると前夫の戸籍に入るようになってしまう。そのため、事実と異なる者が父親とされることを嫌って、出生届を出さず、無戸籍となっている方々がいる。

そうした方々の救済のため、法務省は今年五月に通達を出し、離婚後妊娠の場合に限り、医師の証明を添付することで現在の夫の子として出生届を認める特例救済措置が実施されている。

しかし、この特例で救済されるのは全体の一割程度で、圧倒的に多いのは対象外となっている離婚前妊娠のケースである。離婚前妊娠に関しては、やむを得ない事情を抱えて離婚手続きに時間がかかるケースが多く、救済を求める声が強くなっている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、慎重に検討しつつも、子どもの人権を守るため、離婚前妊娠であっても社会通念上やむを得ないと考えられるものについては現在の夫の子として出生届を認めるなど、嫡出推定の救済対象を拡大するよう、強く求める。右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十二月七日

東京都北区議会議長 永沼正光

衆議院議長	河野洋平 殿
参議院議長	江田五月 殿
内閣総理大臣	福田康夫 殿
法務大臣	鳩山邦夫 殿

## 東京北社会保険病院の機能拡充に関する意見書

本年十一月、三百五十床の東十条病院は廃止手続きに入った。これに加え、国が、社会保険庁の解体及び、社会保険病院等の廃止・売却の方針を決めたことにより、東京北社会保険病院の今後について、患者・住民・関係者の医療不安が急速に広がっている。

いうまでもなく、東京北社会保険病院（十八診療科目・二百八十床）は、当地にあった国立王子病院の後医療として国が土地と建物を提供、介護老人保健施設を併設し、健康・福祉の拠点として平成十六年に開設した。

それは、政府の国立医療機関の再編計画の発表がされたのち、二十年にわたる地域の総合的な医療の確保を求める区民運動がねばり強く行われたもとで、結実したものである。

開設後四年が経過したが、運営にあたった社団法人地域医療振興協会と住民との関係強化のなかで、患者数は上昇をつづけ、救急・小児医療・産科などは著しい成果をあげ、本年度は老人保健施設と合わせ、病院経営も安定している。

このようなもとで、いま区民が求めているのは、十八ある全ての診療科目の充実、更に、周産期母子医療センターの開設やベッド数の増床など、より一層の医療機能の拡充により、地域医療を万全なものにすることにある。

よって、本区議会は政府に対し、医療不安をなくし、安心して医療を受けられるように、東京北社会保険病院の機能拡充を強く求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十二月七日

東京都北区議会議長 永沼正光

内閣総理大臣	福田康夫 殿
厚生労働大臣	舛添要一 殿
社会保険庁長官	坂野泰治 殿

## 後期高齢者医療制度に関する意見書

昨年六月の医療制度改革関連法の成立により、明年四月から、七十五歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が実施されることになった。同制度は、七十五歳以上の高齢者と、六十五歳以上七十五歳未満で一定の障害のある者を対象とする独立した医療制度で、都道府県ごとにすべての市区町村が加入し設置した広域連合が運営を行うことになっている。

一連の制度改定に対しては、高齢者に新たな負担が生じること、低所得者への配慮に欠けること、さらには、後期高齢者医療が従来の診療報酬とは別の体系に分けられるため、高齢者は受けられる医療が制限されたり、医療内容が低下するなど様々な問題点がある。同制度が実施されれば、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な影響を及ぼすことは必ずである。

また、保険基盤安定制度への新たな公費支出や、同制度では努力規定となっている健康診断事業に対する支出など、市区町村の財政的負担が多大となることが危惧されている。よって、本区議会は国会及び政府に対し、高齢者の窓口負担割合の一次的凍結や新たな保険料徴収の先送り・減額などの激変緩和措置にとどまることなく、同制度については、高齢者に過度な負担を求めることなく、いつでも、誰でも、どこでも、平等に医療が受けられる持続可能な医療制度とするよう抜本的な見直しを強く求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十二月七日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

衆議院議長	河野洋平 殿
参議院議長	江田五月 殿
内閣総理大臣	福田康夫 殿
厚生労働大臣	舛添要一 殿

## 駐車禁止指定除外指定の改正の改善を求める意見書

近年都市部においては違法駐車が多発し、これらの車両が交通の妨害、事故の誘発、災害、緊急時の交通遮断の原因となり、防災上の視点からも違法駐車解消を図らねばならない。

東京都では平成十九年八月一日から違法駐車取締強化の一環として身体障害者等に対する駐車禁止規制からの除外措置の一部変更が行われた。

その主な改正点は①除外する車両を特定せず、駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障害者等本人が現に使用中の車両が除外対象となる。②車両を離れるときは、新たに「運転者の連絡先または用務先」の掲示が必要となる、の二点である。

しかし、今回の規則改正は身体障害者の実態にそぐわないことや今まで許可を得ていた下肢機能障害三級の二以下の障害者は除外指定を受けることができなくなったことなどが指摘されている。

障害者にとって車は自らの足であり、社会参加のための必要不可欠な道具でもある。

よって、本区議会は東京都公安委員会に対し、駐車禁止指定除外指定の改正の改善を求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十九年十二月七日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

東京都公安委員会委員長 豊 藏 一 殿